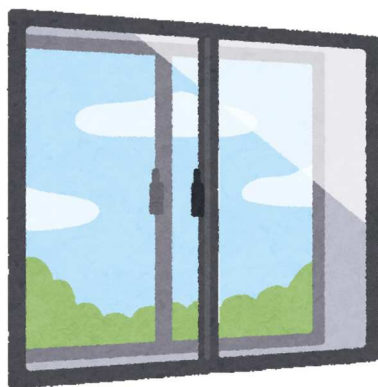
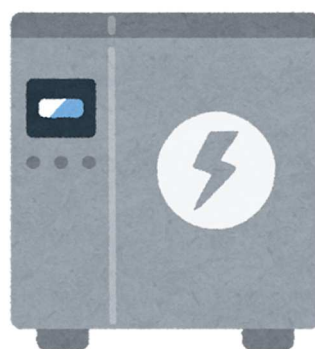


令和7年度大網白里市住宅用設備等脱炭素化 促進事業補助金申請のご案内



問い合わせ先・申請書提出先

大網白里市役所 地域づくり課 環境対策班

Tel : 0475-70-0386

E-mail : chiiki@city.oamishirasato.lg.jp

1. 補助対象設備と補助金額

補助対象設備	補助金額
家庭用燃料電池システム（エネファーム） （停電時自立運転機能ありの場合のみ）	上限 100,000 円
定置用リチウムイオン蓄電システム （住宅用太陽光発電設備が既に設置されている 場合または併設している場合のみ補助対象）	上限 70,000 円
窓の断熱改修 （※新築の場合は補助の対象外）	補助対象経費×1／4 上限 80,000 円
電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車（以下 「電気自動車等」という。） （住宅用太陽光発電設備が設置され、発電した 電気を電気自動車等に充電できる場合のみ補助 対象） （※中古車の場合は補助の対象外）	住宅用太陽光発電設備を併設した 場合 上限 100,000 円
	住宅用太陽光発電設備及びV 2 H 充放電設備を併設した場合 上限 150,000 円
V 2 H 充放電設備 （住宅用太陽光発電設備が設置され、かつ、電気 自動車又はプラグインハイブリッド自動車が導入されて いる場合のみ補助対象）	補助対象経費×1／10 上限 250,000 円

2. 補助対象者

- （1） 補助対象設備を設置した住宅に自ら居住し、住宅の所在地に住民登録があること。
- （2） 申請者の属する世帯全員に市税を滞納する者がいないこと。
- （3） 補助対象設備の設置に係る費用又は補助対象設備が設置された住宅の購入に係る費用を負担し、かつ、補助対象設備を所有している者であること。（電気自動車等の場合は、所有権留保付き割賦販売（残価設定型の契約を含む。）で購入し、所有者が販売店又はファイナンス会社その他法人等である場合を含む。）
- （4） 申請者が住宅の所有者でない場合又は当該住宅に共有者がいる場合は、当該住宅の所有者又は共有者から補助対象設備の設置について承諾を得ていること。
- （5） 補助対象設備（電気自動車等を除く）を設置した住宅において、設置した設備と同種の補助対象設備に対し、同一世帯の者が、過去に大網白里市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金交付要綱又は大網白里市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金要綱（以下「要綱」という。）に基づく補助を受けていないこと。

ただし、過去に家庭用燃料電池システム（エネファーム）や定置用リチウムイオン蓄電システム及び窓の断熱改修並びに V2H 充放電設備については、補助の交付を受けた者と異なる世帯を構成する者が設備を設置する場合や過去に補助金の交付を受け設置した設備で財産処分制限期間を経過し、交換又は増設する場合はこの限りではない。

電気自動車等の場合は、同一の者に対して同一の電気自動車等の補助金を過去に受けていないこと。（たとえば、過去に電気自動車を購入して補助を受けた方が、プラグインハイブリッド車の補助金を受けることは可）

※詳しくは大網白里市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱をご覧ください。

- (6) 大網白里市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 15 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等でないこと。

3. 申請受付について

- (1) 申請場所：大網白里市役所 1 階 地域づくり課窓口
- (2) 申請方法：窓口持参（郵送・メール不可、代理人による提出可）
- (3) 申請期間：令和 7 年 5 月 1 日（木）から令和 8 年 2 月 27 日（金）まで
（市役所閉庁日を除く）
- (4) 申請時間：午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

※申請期間内でも、予算額に達した時点で受付を終了します。

※書類に不足や不備がある場合は、申請書類一式を返却し、受付できませんのでご注意ください。

4. 補助対象設備の要件

補助対象設備の要件は下表のとおりです。なお、補助対象設備は令和 7 年 4 月 1 日以降に設置工事を着工・完了したもの（補助対象設備が設置された住宅を購入した場合は令和 7 年 4 月 1 日以降に引渡しされたもの。電気自動車等の場合は、自動車検査証の登録年月日又は交付年月日が令和 7 年 4 月 1 日以降であるもの。）で、**未使用のもの（電気自動車等の場合は、新車）**に限ります。

補助対象設備の種類	補助対象設備の要件
家庭用燃料電池システム （エネファーム）	1 燃料電池ユニット、貯湯ユニット等から構成され、都市ガス、LPG ガス等から燃料となる水素を取り出して空気中の酸素と反応させて発電し、発電時の排熱を給湯等に利用できるものであること。 2 一般社団法人燃料電池普及促進協会の機器登録を受けているものであること。 3 停電時自立運転機能を有するものであること。
定置用リチウムイオン蓄電システム	1 リチウムイオン蓄電池部（リチウムイオンの酸化及び還元で電氣的にエネルギーを供給する蓄電池をいう。）、インバータ等の電力変換装置を備え、再生可能エネルギーにより発電した電力、夜間電力等を繰り

	返し蓄え、停電時、電力需要ピーク時等に必要に応じて電気を活用することができるものであること。 2 国が令和 5 年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されているものであること。
窓の断熱改修	1 既存住宅に設置されている窓を、断熱性能が高い窓へ改修するに当たり、国が令和 5 年度以降に実施する補助事業の補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブ又は公益財団法人北海道環境財団により登録されているものであること。 2 壁、ドア、障子、襖その他の仕切り（カーテン、ロールスクリーンその他の空気が通り抜ける簡易的なものを除く。）で仕切られている空間である室を、1 室単位で外気に接する全ての窓を断熱化すること。この場合において、当該室とキッチン、階段その他の空間との間に仕切りがない場合には、当該空間を含めて 1 室とみなすものとする。 3 換気小窓（障子に組み込まれ、障子を閉めた状態で換気を行うことができる小窓をいう。）、300mm×200mm以下のガラスを用いた窓及び換気を目的としたジャロジー窓、テラスドア・勝手口ドア、玄関ドアに付属する窓及びガラス等は、改修を要件としない。ただし、補助対象製品を用いた改修を行う場合は、補助対象とすることができる。 4 窓の断熱改修工事に着工する前日までに当該改修をしようとする住宅の建築工事が完了していること。
電気自動車	1 電池によって駆動する電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない自動車（道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 60 条第 1 項の規定による自動車検査証の交付を受けた同法第 2 条第 2 項に規定する自動車をいう。）で、自動車検査証に当該自動車の燃料の種類が「電気」と記載されているものであること。 2 自動車検査証の用途が「乗用」かつ自家用・事業用の別が「自家用」と記載されている 4 輪のものであり、次に掲げる要件を全て満たすものであること。 (1) 申請者が補助金の交付を受けるに当たり、新車として新たに購入したもの（中古の輸入車の初度登録車を除く。）であること。 (2) 自動車検査証の使用の本拠の位置が、大網白里市内の住所であること。 (3) 自動車検査証の登録年月日又は交付年月日が、補助金の交付を受ける年度内の日付であること。 (4) 国が令和 5 年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされている電気自動車であること。
プラグインハイブリッド自動車	1 電池によって駆動する電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ、外部からの充電が可能な自動車、自動車検査証に当該自動車の燃料の種類が「ガソリン・電気」又は「軽油・電気」と記載されているも

	のであること。 2 自動車検査証の用途が「乗用」かつ自家用・事業用の別が「自家用」と記載されている4輪のものであり、次に掲げる要件を全て満たすものであること。 (1) 申請者が補助金の交付を受けるに当たり、新車として新たに購入したもの（中古の輸入車の初度登録車を除く。）であること。 (2) 自動車検査証の使用の本拠の位置が、大網白里市内の住所であること。 (3) 自動車検査証の登録年月日又は交付年月日が、補助金の交付を受ける年度内の日付であること。 (4) 国が令和5年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされているプラグインハイブリッド自動車であること。
V2H充放電設備	1 電気自動車等と住宅の間で相互に電気を供給できる設備であること。 2 国が令和5年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされているものであること。

5. 交付申請について

【提出書類】

大網白里市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付申請書（別記第1号様式）
表・裏2枚組

【添付書類（共通）】

①補助対象設備の概要（別記第1号様式別紙）表・裏2枚組

②補助対象設備の設置等に係る経費の内訳が記載された契約書、注文書等の写し

○契約書で着工日・完了日が確認できない場合は、契約している業者の社判入り証明（市ホームページ掲載の参考様式「工事着工及び完了証明書」を参考にしてください。）を提出してください。

③補助対象設備の設置費等の支払いを証する書類・内訳書の写し

○領収証の写し（クレジット契約で領収書が発行されない場合は、販売店が発行する支払証明書を提出してください。（クレジット申込書は不可））

※所有権留保付きローン（残価設定型の契約を含む。）の場合は、「全額支払いの手続きが完了していることが確認できる（具体的な支払いスケジュールが明記されている）契約書類」

○内訳書は、P10 記載の補助対象経費の金額が確認できるもの（一式は不可、取り付け機器が複数ある場合の一式値引きは不可）

④補助対象設備の技術仕様が確認できる書類（カタログ又は仕様書その他書類等をいう。）の写し

- カタログの他、製品ホームページ、取扱説明書など、設備の仕様（型式・出力等）が確認できる書類（マーカー等で内容が分かるようにしてください。）
- 蓄電池は、パッケージ型番とそれを構成する全ての機器が分かるもの

⑤世帯全員の住民票の写し（個人番号の記載のないものに限る。）

※交付申請書で、市が公簿等により確認することに同意した場合は提出不要です

- 続柄の記載されたもの。本籍の記載は不要です。
- 一人世帯の場合でも世帯全員の住民票を提出してください。

⑥世帯全員の市税に係る滞納のない証明書

※交付申請書で、市が公簿等により確認することに同意した場合は提出不要です

- 世帯全員の市税等に滞納がないこと証明する書類（滞納のない証明書等）を提出してください。
- 市税に滞納が確認された場合は、滞納分を納付された後の受付となります。その時点で予算額に達していた場合は受付できません。

⑦補助対象設備を設置した住宅の位置図

⑧その他市長が必要と認める書類

【添付書類（補助対象設備の種類ごと）】

補助対象設備の種類	交付申請書の添付書類
家庭用燃料電池システム（エネファーム）	(1) 補助対象設備の設置図面 (2) 補助対象設備の設置後の状況が確認できる写真 (3) 補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類の写し
定置用リチウムイオン蓄電システム	(1) 補助対象設備の設置図面 (2) 補助対象設備の設置後の状況が確認できる写真 (3) 補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類の写し (4) 補助対象設備を設置した住宅が、要綱別表第2 定置用リチウムイオン蓄電システムの項第1号に掲げる要件に該当することを証する書類
V2H充放電設備	(1) 補助対象設備の設置図面 (2) 補助対象設備の設置後の状況が確認できる写真 (3) 補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類の写し (4) 補助対象設備を設置した住宅が要綱別表第2 V2H充放電設備の項第1号に掲げる要件に該当することを証する書類
窓の断熱改修	(1) 補助対象設備の設置図面（平面図及び立面図） (2) 補助対象設備の設置後の状況が確認できる写真（工事着工前及び着工後の写真） (3) 補助対象設備を設置した住宅が要綱別表第2 窓の断熱改修の項第1号に掲げる要件に該当することを証する書類

電気自動車、プラグインハイブリッド自動車	(1) 補助対象設備の設置後の状況が確認できる写真（保管場所において撮影した写真） (2) 電気自動車等を購入した者が居住する住宅が要綱別表第2 電気自動車、プラグインハイブリッド自動車の項第1 号に該当することを証する書類 (3) 自動車検査証記録事項の写し (4) 別表第6 において、住宅用太陽光発電設備及びV 2 H充放電設備を併設した場合の補助を受けようとするときは、V 2 H充放電設備を設置していることを証する書類 (5) 割賦購入（残価設定型の契約を含む。）で販売信用契約等により自動車検査証の所有者と使用者が異なる場合は、保管場所標章番号通知書の写し又は申請者が保険契約者である自動車保険（任意保険）証の写し
----------------------	---

～写真について～

● 写真について（窓以外）

- ・住宅全体と全ての機器の写真
- ・蓄電池はパッケージを構成する全ての機器
- ・機器の写真は、機器のみでなく周囲の壁等も映り込んだ形で撮影してください。（機器の型番が確認できるような写真）
- ・電気自動車等の場合は、保管場所（車庫・駐車場等）において、①車の全体、②車のナンバープレートを撮影してください。①と②の要件を満たす写真が1枚で撮影できない場合は、複数枚撮影してください。
- ・V 2 H充放電設備の場合は、設置場所において、①設備の全体、②設備の銘版を撮影してください。①と②の要件を満たす写真が1枚で撮影できない場合は、複数枚撮影してください。

● 写真について（窓）

- ・必ず工事着工前と工事着工後の写真を撮影してください。
 - ・対象設備の設置が完了したことが分かるように撮影をしてください。
- ※ガラス交換等で工事着工前と工事着工後の変化が分かりにくい場合は、工事作業中の写真も撮影する
- ・新しいガラスであることを証明するシールを残したまま撮影するなど対応頂き、設置が完了していることを証明できるように準備してください。
 - ・工事着工前と工事着工後で、できる限り同じ角度から撮影をしてください。
 - ・設置したすべての窓を撮影してください。

- ・設置した窓全体を撮影してください。
- ・カーテン、障子や雨戸は外し、障害となりうるもの（机、棚、観葉植物等）は除いてから撮影してください。
- ・設置した窓の位置が分かるようにしてください（次ページ（平面図・立面図の作成方法）をご参照ください。）

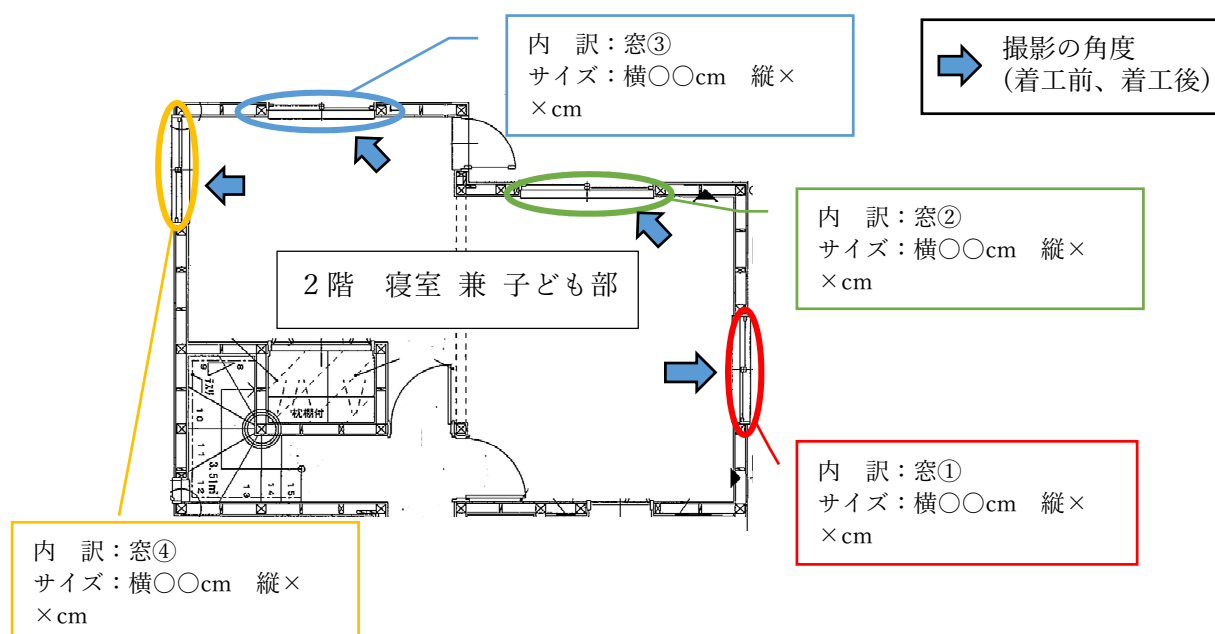
◆平面図・立面図の作成方法（例）

- ・平面図及び立面図について断熱改修した窓の場所が分かるようにマーカー等をしてください。
その際、別途提出している工事請負契約書等の写しに記載されている内容が分かるように、マーカー等をしてください。
- ・写真がどの角度から撮影されたものなのか矢印で表示してください。

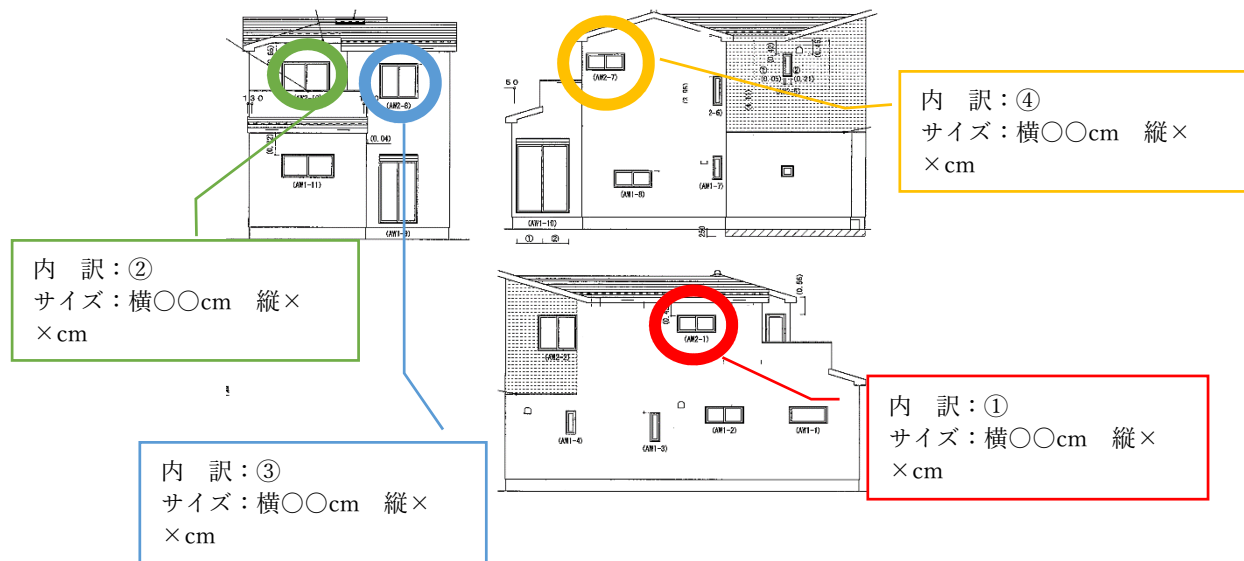
【工事請負契約書等の内訳】※下記は簡略して作成されています。

費用内訳					
窓①	部材購入費	円	窓③	部材購入費	円
	取り付け費	円		取り付け費	円
	解体撤去費	円		解体撤去費	円
窓②	部材購入費	円	窓④	部材購入費	円
	取り付け費	円		取り付け費	円
	解体撤去費	円		解体撤去費	円

【平面図の例】



【立面図の例】



～未使用品の確認について～

●補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類の写し（補助対象設備が電気自動車・プラグインハイブリッド自動車である場合を除く。）

○メーカー発行の保証書・出荷証明書・出荷検査成績書（検査日の記載があるもの）を提出してください。

○保証書等の販売店の欄や引き渡し日等が空欄になっているものは不可となります。

●新車であることが確認できる書類（電気自動車・プラグインハイブリッド車）

○自動車検査証記録事項の写し（原則として、初年度登録年月と登録年月日/交付年月日が同年同月であるもの）

～住宅用太陽光発電システムが設置されていることの確認について～

●次のいずれかの書類

売電明細（売電額はゼロでも可）の写し、接続契約の御案内の写し、保証書の写し、特定契約締結に係る書類の写し、太陽光発電設備を設置した住宅の全景と太陽光パネルが設置されていることが確認できる写真

～住宅の建築工事が完了していることの確認について～

●補助対象設備が窓の断熱改修の場合は、次のいずれかの書類

- (1)固定資産税課税台帳記載事項証明書（家屋）の写し（3か月以内に発行されたもの）
○当該年度の1月1日時点で建築済みの住宅が記載されます。
- (2)納税通知書
- (3)検査済証
○検査済証交付年月日が設備設置工事の着工前の日付である必要があります。
- (4)建築台帳記載事項証明書（3か月以内に発行されたもの）
- (5)足場が取れた住宅全体及び窓の断熱改修が行われていないことを確認できる写真

～発電した電気を電気自動車等に充電できることの確認について～

- 充電設備の保証書の写し又は充電設備の設置状況及び設置機器が確認できる写真
（スタンドタイプ、コンセントタイプなど）

～V 2 H充放電設備を設置していることの確認について～

- V 2 H充放電設備の保証書の写し又は設置状況及び設置機器が確認できる写真

～電気自動車等が導入されていることの確認について～

- 自動車車検証記録事項の写し

6. 補助対象経費について

補助対象となる経費は下記のとおりです。なお、補助対象経費は消費税を除いた金額で、かつ、設置費等に国その他の団体からの補助金を充当する場合は、さらに当該補助金の額を控除した額となります。

補助対象設備の種類	補助対象経費
家庭用燃料電池システム (エネファーム)	設備本体（燃料電池ユニット、貯湯ユニット等をいう。）及び付属品（給湯器、リモコン等をいう。）の購入費並びに据付工事、配線工事、配管工事等の工事費
定置用リチウムイオン蓄電システム	設備本体（蓄電池部、電力変換装置、蓄電システム制御装置等をいう。）及び付属品（計測・表示装置、キュービクル等をいう。）の購入費並びに据付工事、配線工事等の工事費
窓の断熱改修	設備本体（ガラス又は窓をいう。）及び高断熱窓の設置と不可分の工事費（ガラス又は窓の取付け費、内窓取付け時に必要な額縁、ふかし枠、カバー工法によるサッシ、外部・内部シーリング等の費用、仮設足場費、既存設備の解体撤去費等をいう。）ただし、網戸、雨戸等の窓付属部材費及びガラスが付随するドアそのものの本体及びその交換に要する工事費を除く。
電気自動車	電気自動車本体の購入費
プラグインハイブリッド自動車	プラグインハイブリッド自動車本体の購入費
V 2 H 充放電設備	V 2 H 充放電設備本体の購入費

7. 補助金交付決定について

申請書類について審査を行い、住民登録状況、納税状況を確認します。

その後、市役所職員が現地確認を行います。現地確認の際、住宅所有者の方などの立会いをお願いします。

また、平日の日中に日程調整について連絡が取れる連絡先を申請書に記載してください。

申請から交付決定までは、概ね 1 か月程度を要します。

交付決定については、「大網白里市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付決定通知書」により通知します。

8. 補助金の請求について

補助金の決定通知書がお手元に届きましたら、交付決定の日から 30 日以内または令和 8 年 3 月 14 日までのいずれか早い日までに「大網白里市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付請求書」を提出してください（郵送可）。

請求書で指定された振込先口座に補助金を振り込みます。振込みの完了については、通帳記帳などでご確認ください。